

## 第 15 章 その他の金融業の監督をめぐる動き

### 第 1 節 貸金業者の監督をめぐる動き（資料 15-1-1 参照）

#### I 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、平成 17 年 3 月末現在、18,005 業者（うち財務局登録 762 業者、都道府県知事登録 17,243 業者）となり、16 年 3 月末から 5,703 業者減少した。

#### II 行政処分

16 事務年度中における財務局登録の貸金業者に対する行政処分は次の 5 件であった。

- ・ 高金利違反の法令違反が認められた関東財務局登録の業者 2 社に対する業務停止処分。
- ・ 取立て行為規制違反等の法令違反が認められた関東財務局登録の業者 2 社に対する業務停止処分。
- ・ 登録先の変更を行わなかった北海道財務局登録の業者 1 社に対する登録取消し処分。

#### III 説明責任の強化のための事務ガイドラインの整備

##### 1. 概要

利用者保護の徹底を図るため、貸金業者の説明責任を強化するとともに説明責任を果たすための態勢整備を強く求めるとの観点から、貸金業関係の事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部について所要の改正を行うとともに、併せて各財務局に通知した。

なお、この内容は 17 年 5 月 1 日より適用されている。

##### 2. 改正内容

- （1）貸金業の規制等に関する法律第 13 条第 2 項違反に該当するおそれの大きいものの例示の追加

業務を行うに当たり説明責任を十分に果たすことを確保するために必要かつ適切な措置が講じられていないことを、貸金業の規制等に関する法律第 13 条第 2 項違反に該当するおそれが大きいものの例示に追加した。

- （2）説明責任の章の新設

公正証書作成委任状を取得する場合の説明責任に係る規定を含め、説明責任に係る規定を整理した章を新設した。

(3) 保証についての説明責任の補足

貸金業者が保証人となろうとする者に対して説明すべき事項は、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスク等の実質的な内容にも及ぶことを補足し、その例示を追加した。

(4) 公正証書作成委任状についての説明責任に係る規定の新設

貸金業者が公正証書作成委任状を取得する場合には、貸金業者は相手方にその内容を理解できるよう説明を尽くすことが求められる旨を規定し、その例示を追加した。

## 第2節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

### 抵当証券業者等の概況

抵当証券業の規制等に関する法律は、昭和60年代に入り抵当証券のカラ売り、二重売り等の詐欺による被害が社会問題化したことを受けて、こうした被害を未然に防止する観点から、「登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって抵当証券の購入者の保護を図る」ことを目的として制定された。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には175社（平成3年度）であったが、バブル崩壊後の不動産市況の低迷等の影響もあり、17年6月末で10社まで減少している。

なお、平成元年に108社の加盟をもって発足した社団法人抵当証券業協会については、会員数の激減等により、17年6月の通常総会における決議をもって解散した。

### 第3節 前払式証票発行業者の監督をめぐる動き

#### I 前払式証票発行業者の概況

昭和57年のテレホンカード発売以降、新たな決済手段としてプリペイドカードが急速に普及してきたことを背景に、プリペイドカード等に関する研究会の検討等を経て、「商品券取締法」を全面改正した「前払式証票の規制等に関する法律」が平成元年12月に成立し、翌2年10月から施行された。

前払式証票には、自家発行型前払式証票と第三者発行型前払式証票があり、自家発行型前払式証票とは、前払式証票の発行者（当該発行者と政令に定める密接な関係を有する者を含む。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができることとされている前払式証票及び発行者に対してのみ、提示、交付その他の方法により、物品の給付又は役務の提供を請求することができることとされている前払式証票をいい、第三者発行型前払式証票とは、自家発行型前払式証票以外の前払式証票をいう。

前払式証票の発行者には、自家型発行者と第三者型発行者があり、自家型発行者とは、自家発行型前払式証票のみの発行者（その発行者から営業の全部を譲り受けた者及びその発行者の一般承継人を含み、その発行した自家発行型前払式証票の基準日未使用残高があるものに限る。）である法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人をいい、第三者型発行者とは、登録を受けて第三者発行型前払式証票の発行の業務を行う法人をいう。

##### （前払式証票の発行者数の推移）

	15年3月末	16年3月末	17年3月末
自家型発行者	428	430	434
第三者型発行者	1,503	1,465	1,420
合計	1,931	1,895	1,854

#### II 前払式証票の発行保証金の還付手続

前払式証票の購入者の利益を保護するため、発行された前払式証票の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務づけられており、仮に発行者に不測の事態が生じた場合には、前払式証票の所有者が財務（支）局に申立て等を行なうことにより、還付手続が行われることとなる。

発行保証金の還付手続については、同法施行後、これまでに累計で24件行われている。

##### （15事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式証票の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
(株) みつます	東北財務局	15事務年度

(協)フクイショッピングプラザ	北陸財務局	15事務年度
(株)清見屋	関東財務局	16事務年度
(16事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式証票の発行者)		
発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
(株)松屋友の会	福岡財務支局	実施済み
(株)日本プリカ	九州財務局	未実施

### Ⅲ 行政処分

前払式証票発行業者については、16事務年度中、法令違反等の事実が認められた関東財務局登録の業者1社に対し2回の行政処分（登録取消し、業務改善命令）、東海財務局登録の業者2社に対し各々1回の行政処分（業務停止命令、業務改善命令）を行った。

## 第4節 S P C等の監督をめぐる動き

### I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、①特定目的会社（以下「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保する、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にする、等を目的として10年6月に成立し、同年9月から施行された。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に法改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」という。）が同年11月から施行された。

（S P Cの登録・届出件数）

	15年3月末	16年3月末	17年3月末
新法S P C	179 社	306 社	448 社
旧法S P C	49 社	40 社	20 社

（注）業務開始届出書、廃業届出書の受理日を基準として集計。

### II 資産の流動化の状況

（億円）

	14年9月末	15年9月末	16年9月末
資産対応証券の発行残高等	26,721	37,683	43,772
(1) 新法に基づくS P C	17,978	31,163	40,097
(2) 新法に基づくS P T	94	0	0
(3) 旧法に基づくS P C	8,649	6,520	3,675
① 不動産	2,414	5,605	7,864
② 不動産の信託受益権	6,422	8,369	11,353
③ 指名金銭債権	9,260	9,720	9,261
④ 指名金銭債権の信託受益権	8,308	13,565	15,024
⑤ その他	317	424	270

（注1） 毎年9月末を基準として、それ以前に終了した営業年度にかかる事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2） (1)～(3)は、資産対応証券等の発行主体別に見た内訳。

（注3） ①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

## 第5節 商品投資販売業者の監督をめぐる動き

### I 商品投資販売業者の概況

昭和 63 年頃から一部の商社、ノンバンク等によって海外で組成された商品ファンドが販売されるようになったため、事業の適正な運営を確保し、投資家の被害の未然防止を図るとともに、商品投資事業の健全な育成を図ることを目的として、「商品投資に係る事業の規制に関する法律」が平成 3 年 5 月 2 日に制定された。

商品投資販売業者の数は、17 年 6 月末現在 105 社である。

### II 行政処分

16 事務年度においては、法令違反等の事実が認められた商品投資販売業者 1 社に対し行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行った。

## 第6節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

### 不動産特定共同事業者の概況

平成3年頃、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として、「不動産特定共同事業法」が6年6月29日に制定された。

不動産特定共同事業者の数は、17年6月末現在98社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が36社、都道府県知事許可業者が62社である。また、みなし業者の届出を行っている金融機関は6社ある。

## 第7節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が従業員のために拠出した掛金を加入者等が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月に施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。なお、内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、17年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は688法人となっている。